

内閣参質一五一第三三三号

平成十三年九月二十五日

内閣總理大臣臨時代理
國務大臣 福田康夫

参議院議長 井上 裕殿

参議院議員福島瑞穂君提出刑事拘禁施設における懲罰の内容等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島瑞穂君提出刑事拘禁施設における懲罰の内容等に関する質問に対する答弁書

一について

刑務所、少年刑務所及び拘置所（以下「刑務施設」という。）において、平成三年から平成十二年までの各年に科された懲罰の件数は、別表一のとおりである。

二について

お尋ねの各行刑施設における平成三年から平成十二年までの各年の一日平均収容人員及び懲罰の件数は、別表二のとおりである。

三、四及び五の1について

行刑施設の長が規律違反行為者に対しいかなる種類・内容の懲罰を科するかを決定するに当たつての基準は、存在しない。

なお、行刑施設における懲罰は、監獄法（明治四十一年法律第二十八号）第六十条において、十二種類の方法が定められているが、このうち重屏^{ヘビ}禁及び減食罰については現在では科さないものとしている。
五の2について

全国の行刑施設において平成十年から平成十二年までの間に科された軽屏禁罰一件当たりの平均執行日数は、約十二・五日である。また、お尋ねの各行刑施設ごとの同期間中における同日数は、別表三のとおりである。平成九年以前の件数については、これらの記録が被収容者個々人ごとに編てつされており、これらを調査・集計することは作業が膨大なものとなるため、お答えすることは困難である。

五の3について

軽屏禁罰の執行を受けている者の房内での動作の在り方について統一的な基準は設けていないものの、いずれの行刑施設においても、洗面、食事、用便、就寝等の起居動作をするとき以外には、背筋を伸ばし、端正な姿勢で居房の中央に座るよう指導するなどしているところである。

五の4について

軽屏禁罰の執行を受けている者の運動及び入浴については、軽屏禁罰の趣旨を没却しかねないことから、原則としてこれを行わせないこととしているが、昭和二十八年九月二十五日付け矯正甲第千八十一号法務省矯正局長通達「屏禁罰の執行について」に基づき、各行刑施設において、保健上必要と認めた場合には、運動及び入浴を行わせているところである。

六の1について

全国の行刑施設において、平成十年から平成十二年までの間に、軽屏禁罰のみを科しこれを執行した件数は一件、文書・図画閲読禁止罰のみを科しこれを執行した件数は四百五件、軽屏禁罰と文書・図画閲読禁止罰を併科しこれを執行した件数は七万五千四百六十四件である。平成九年以前の各件数については、これらの記録が被収容者個々人ごとに編てつされており、これらを調査・集計することは作業が膨大なものとなるため、お答えすることは困難である。

六の2について

懲罰の種類の選択及び併科については、行刑施設の長が、懲罰審査会の意見を踏まえ、規律違反の疑いのある行為の動機・内容・態様、規律違反の行為をした疑いのある被収容者の行状・処遇経過、当該行刑施設の保安の状況等の諸事情を総合的に考慮して決定しているところであり、お尋ねの理由について一概に述べることは困難である。

六の3について

軽屏禁罰と文書・図画閲読禁止罰を併科することは、同一の規律違反行為について再度懲罰を科するも

のではなく、御指摘の基準に反するものではないと考えている。

別表一

							懲罰の件数	年
平成三年							二五、八二七	
平成四年							二四、九二七	
平成五年							二三、二八〇	
平成六年							二四、二七一	
平成七年							二五、一七三	
平成八年							二六、四〇三	
平成九年							二七、一三〇	
平成十年							二八、二一〇	
平成十一年							二八、五〇四	
平成十二年							三三、八二〇	

別表二

												行刑施設	年	一日平均収容人員	懲罰の件数
平成六年	平成五年	平成四年	平成三年	平成十二年	平成十一年	平成十年	平成九年	平成八年	平成七年	平成六年	平成五年	平成四年	平成三年		
三〇〇	二九三	二八四	二九一	一六六	一五〇	一三七	一三五	一五〇	一三九	一四二	一三四	一二七	一二五	一四	五一
一一八	一九九	一〇四	一一七	九三	四八	三五	四六	六〇	四七	三八	三六	三四	三二七	三六	四七

旭川刑務所

宮城刑務所

平成十二年	平成十一年	平成十年	平成九年	平成八年	平成七年	平成六年	平成五年	平成四年	平成三年	平成二年	平成一年	平成十一年	平成十年	平成九年	平成八年	平成七年
九一八	八八八	八七一	八一〇	八一〇	七九二	八〇二	八二七	八〇五	七九一	二八四	二六四	二八一	二八二	二九〇	一六九	一七八
九	三七三	三一五	三一〇	二七三	二三一	二三八	二五五	六六八	七三一	一、三六七	八五	一〇五	一四八			

千葉刑務所		栃木刑務所																	
		平成八年	平成七年	平成六年	平成五年	平成四年	平成三年	平成十二年	平成十一年	平成十年	平成九年	平成八年	平成七年	平成六年	平成五年	平成四年	平成三年		
七	七	七七七	七七五	七七一	七三九	七七六	五〇四	四六四	四五二	四三一	四〇四	四一七	三八二	三五三	三六四	三八四	一二五	一五五	
一八四	一八三	二〇三	一七一	二〇七	二八六	二〇七	三〇二	一八三	二〇九	一一八	九六	一二三	一六五	一五〇	一五〇	一二五	一五五		

	府中刑務所												
	平成四年	平成三年	平成十二年	平成十一年	平成十年	平成九年	平成八年	平成七年	平成六年	平成五年	平成四年	平成三年	八四一
一、六一五	一、五一四	一、四〇五	二、二六二	二、二九六	二、三七五	二、二三四	二、二五七	二、一九二	二、二三一	二、二四三	二、一四九	九六一	八七四
二九六	二七五	二四〇	一、二四〇一	一、八一四	一、六一〇	一、六三三	一、七二〇	一、八八三	一、六七九	一、七六七	一、七五八	一九三	一五六

岐阜刑務所										東京拘置所						
平成十年	平成九年	平成八年	平成七年	平成六年	平成五年	平成四年	平成三年	平成二年	平成一年	平成十一年	平成十年	平成九年	平成八年	平成七年	平成六年	平成五年
六〇五	五八二	五八五	五八四	六〇七	六一四	六二〇	六一三	二、一七六	二、一一四	二、一四	二、〇三四	二、〇五四	二、〇八四	二、九五三	一、七二四	三九九
三三一	二五五	二五六	二九六	四六三	三〇三	二三四	四二九	三五八	三九一	三六一	三四九	三六五	三四五	三九〇	三六五	三九九

笠松刑務所													
												平成十一年	
												六五四	
平成六年	平成五年	平成四年	平成三年	平成十二年	平成十一年	平成十年	平成九年	平成八年	平成七年	平成六年	平成五年	平成四年	平成三年
一、八九二	一、九五〇	一、〇三〇	二、〇五二	四六一	四四〇	四二九	三七二	三四三	三三八	二九〇	二八六	二八九	三三二
													一三三
													一三一
													一三四
													一三二
													二三三
													二六六
二、〇六四	二、一二八	二、三三三	一、五三六	一九七	一四二	一二〇	一九六	二三九	一五七	一三三	一六一	一三一	

大阪刑務所

平成七年	一、八三五	一、九一九	一、九二七	一、七一二	一、五〇四	一、五〇三	一、四五四	一、五六四	一、九六五	一、九七五	一、九四三	一、八四三	一、九二二	一、九二七	一、八三五	平成八年	平成九年	平成十年	平成十一年	平成十二年	平成十三年	平成四年	平成五年	平成六年	平成七年	平成八年	平成九年	平成十年	平成十一年	平成十二年	和歌山刑務所		
平成十二年	五五七	四五二	四五一	四二七	三五一	三三七	三三五	三三九	三六〇	三六八	二、〇四〇	一、九七五	一、九六五	一、七一二	一、五〇四	一、五〇三	一、四五四	一、五六四	一、九六五	一、九七五	一、九四三	一、八四三	一、九二二	一、九二七	一、八三五	平成八年	平成九年	平成十年	平成十一年	平成十二年	平成十三年		
平成十一年	二八九	二六五	二〇四	一八七	一二〇	八六	一二八	一二六	九八	一四四	一、五五四	一、五〇三	一、五〇四	一、七一二	一、九二二	一、九二七	一、八三五	平成八年	平成九年	平成十年	平成十一年	平成十二年	平成十三年	平成四年	平成五年	平成六年	平成七年	平成八年	平成九年	平成十年	平成十一年	平成十二年	和歌山刑務所
平成十二年	五五七	四五二	四五一	四二七	三五一	三三七	三三五	三三九	三六〇	三六八	二、〇四〇	一、九七五	一、九六五	一、七一二	一、五〇四	一、五〇三	一、四五四	一、五六四	一、九六五	一、九七五	一、九四三	一、八四三	一、九二二	一、九二七	一、八三五	平成八年	平成九年	平成十年	平成十一年	平成十二年	平成十三年	和歌山刑務所	

大坂拘置所												岡山刑務所	
平成八年	平成七年	平成六年	平成五年	平成四年	平成三年	一、二〇四	三七九	二七五	一、二八三	一、二七七	二六九	三三一	
六五八	六六九	六六五	六三九	六三四	六六一	二、〇七七	一、九五〇	一、八四四	一、六〇五	一、四三八	一、三六五	一、二六〇	
一七一	一三八	一四二	一二五	一三〇	一一六	三九一	三九八	四八六	五二五	三五九	四二一	三三一	

岩国刑務所

	平成四年	平成三年	平成十二年	平成十一年	平成十年	平成九年	平成八年	平成七年	平成六年	平成五年	平成四年	平成三年	平成十二年	平成十一年	平成十年	平成九年
	六五五	六七一	三八二	三六三	三六二	三七七	二五七	二四五	一九四	一九四	一九八	一八二	七三三	七二五	七一九	六八六
	二七〇	二五八	一二三	一三五	一三一	八〇	七一	八六	三一	六六	九三	九一	一六七	一四四	二一〇	一三七

徳島刑務所

麓刑務所

平成十年	平成九年	平成八年	平成七年	平成六年	平成五年	平成四年	平成三年	平成二年	平成十一年	平成十年	平成九年	平成八年	平成七年	平成六年	平成五年
一一〇	一八六	二〇七	一六四	一六八	一七四	一九五	一九八	七一五	六五一	六六〇	六四九	六一四	六一二	六三九	六三四
一七															
七七	四八	五六	五六	七五	五三	六三	七一	三四四	二七九	二三五	二四八	二九五	二六一	二三七	二三九

熊本刑務所												
平成六年	平成五年	平成四年	平成三年	平成二年	平成一年	平成十一年	平成十二年	平成十三年	平成十四年	平成十五年	平成十六年	平成十七年
五〇九	四九八	五三三	五六三	五六五	五二八	四五六	四八六	四八一	四八二	四九〇	五一二	三四〇
一五六	一二七	九〇	一六	二四九	一八七	二七四	二四四	二一五	二一六	二〇〇	四八九	四一七

大分刑務所

平成七年	五四八	一六〇
平成八年	六〇八	二一〇
平成九年	六二三	二六四
平成十年	五九三	二〇四
平成十一年	七三三	一九〇
平成十二年	九三五	三一五

注　一日平均収容人員は、小数点第一位以下を四捨五入した。

別表三

二〇

	行刑施設		軽屏禁罰一件当たりの平均執行日数
札幌刑務支所			九・六
旭川刑務所			一三・四
宮城刑務所			一二・二
栃木刑務所			五・八
千葉刑務所			一三・〇
府中刑務所			一〇・七
東京拘置所			八・四
岐阜刑務所			一四・七
笠松刑務所			一〇・〇
大阪刑務所			一五・九
和歌山刑務所			一〇・九
大阪拘置所			九・五
岡山刑務所			一三・〇
岩国刑務所			一〇・九

徳島刑務所	一五・二
麓刑務所	八・三
熊本刑務所	一四・八
大分刑務所	一一・七

注 平均執行日数は、小数点第二位以下を四捨五入した。